堅実な財政運営と健全かつ持続可能な財政基盤の確立



第2次新上五島町財政運営適正化計画

令和4年度見直し

令和 5 年 2 月 財 政 課



I	財政運営適正化計画の見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	1
Π	本町の財政状況	•	•	•	•	•	2
Ш	財政運営適正化計画の中間評価	•	•	•	•	•	3
IV	財政運営適正化の基本的な考え方	•		•	•	•	5
V	第2次財政運営適正化計画(見直し)			•	•		6
	ア 基金の取崩しに依存しない財政運営	•		•	•		8
	イ 合併特例債の活用と公債費・町債残高の適正管理			•	•		10
	ウ 繰上償還の実施	•	•	•	•	•	13
	エ 健全化判断基準内での財政運営	•	•	•	•	•	14
	(参考)その他の分析	•	•	•	•	•	15
	用語集	•					16

添付資料

資料1 財政見通し収支計画(普通会計)【令和4年度見直し・比較表】

I 財政運営適正化計画の見直しの背景



1. 将来予想される社会情勢の変化

2040 年頃にかけて全国的に人口の減少や少子高齢化、インフラの老朽化、地域コミュニティの衰退といったこれまでに経験したことのない社会の大きな変化が予測されます。また、ICTを中心とした新技術がこれまでにないスピードで進み、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応としての「新しい生活様式」の普及や社会情勢の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化も大きく進んでいます。

このため、地方自治体においては、現下の課題である物価高騰への対応や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことと同時に、活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて、積極的なデジタルの活用(DX)とグリーン化(GX)の推進により、地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、地方への人の流れの創出・拡大、地域の人材の確保・育成、地域の防災・減災、国土強靱化の推進等に積極的に取り組むことが求められています。

2. 町政を取り巻く環境の変化

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活や経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いています。一方でコロナ感染症を機に、日常生活や経済活動におけるコミュニケーション等のデジタル化の進展により生活様式やビジネス構造等の変革が進むなど、本町を取り巻く社会経済環境は大きくかつ急速に変化しています。

こうした中、引き続き「第 2 次総合計画(第 2 期まち・ひと・しごと創生総合 戦略)」に掲げた施策を基本とし、将来像である「つばき香り 豊かな海と歴史文 化を育む 自立するしま」を実現するため、本町の最重要課題である人口減少対策 をより一層推進し、地方創生施策に重点的に取り組み、本町の活性化へ結び付け ていく必要があります。

その実現に向けては、その基盤となる組織運営等が重要であり、今後の環境の変化に対応しながら、新しい時代に果敢に挑戦できる組織運営と持続可能かつ安定的な財政運営が求められています。



令和3年度の決算で見る本町の財政状況(新型コロナウイルス感染症対策関連経費を除く)は、自主財源である地方税の歳入に占める割合は、11.8%(前年度11.2%)であり、依存財源である地方交付税は50.8%(前年度45.2%)、国・県支出金は15.7%(前年度15.5%)を占める結果となっています。人口減少、就労人口の流失、高齢化の加速等により自主財源の確保は厳しさを増し、国・県補助金や地方交付税への依存が大きい財政構造となっています。

歳出においては、人件費 15.6%(前年度 14.6%)、公債費 17.0%(前年度 15.3%) で、これに扶助費を含む義務的経費の歳出に占める割合は、40.1%(前年度 36.8%) となっており、高齢化の進行に伴う社会保障関係費等も増加している状況となっています。

実質公債費比率等の財政指標で見る限りは、適正な数値で推移しているところではありますが、人口減少に伴う地方交付税等の減少や、財源を他に依存せざるを得ない脆弱な状況に何ら変化はないものであり、依然として厳しい財政状況が続く見通しとなっています。

また、ウィズコロナ社会における本町の持続的な成長を目指すため、国や県の施策と連動し、デジタル化やグリーン化に向けた環境整備、地域経済の活性化、雇用対策や子ども・子育て支援等のほか、自然災害への対策を推進していくものとしており、今後の施策の展開にあたっては、施策の選択と集中により、優先すべき事業を確実に選択し、計画の前倒し等についても柔軟に対応するなど、町民に具体的な成果として還元することができるような施策の構築・事業の展開を図ることが必要であると考えています。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症による影響等に十分に考慮し、より一層の財政運営の適正化と持続可能な財政運営に取り組んでいくため、課題を整理し、中期的な視点で第2次財政運営適正化計画の見直しを図るものとしています。

Ⅲ_財政運営適正化計画の中間評価



1_進捗状況(中間評価)

(A:目標通り、B:概ね目標通り、C:目標達成に向け要努力)

基	基本方針及び取組内容	目標等の達成状況	中間評価
ア	基金に依存しない財政	·	нтіш
	①職員数の削減	R4.4.1 現在:目標 349 人 実績 346 人、削減数 3 人	A
	②行財政改革の推進	R1~R2 の効果額:目標 8.5 億円 実績 11.6 億円、効果 3.1 億円	А
	③公共施設等総合管 理計画	_	_
	④シーリング設定に よる物件費の削減	R1~R3 物件費の削減額:目標 5%、 実績 R1:10.4%、R2:6.3%、R3:▲19.8%、R4:5.0%	С
1	_合併特例債の活用と町	債借入の制限	
	①合併特例債の活用	R1~R3 発行計画額 3,254 百万円 R1~R3 発行実績額 2,522 百万円(77.5%)	С
	②借入上限の設定	R1、R3 発行上限額 2,000 百万円 実績 R1:1,984 百万、R3:1,573 百万	А
	③普通建設事業の適 正配分	R1~R3 事業費計画額 10,214 百万円 R1~R3 事業費実績額 9,889 百万円 (96.8%)	В
ウ	_繰上償還の実施		
	①繰上償還の実施	R1~R3 繰上償還計画額 2,762 百万円 R1~R3 繰上償還実績額 2,778 百万円(100.6%)	А
エ	_健全化判断基準内での	財政運営	
	①財政健全化指標	実質赤字比率及び連結実質赤字比率(黒字)、 将来負担比率(-) R3 実質公債費比率 目標値 1.5%、実績 1.1%(▲0.4%)	A
O.	その他の分析	•	
	財政調整基金の推移	R3 末残高:計画 1,938 百万円、実績 1,953 百万円	А
	減債基金の推移	R3 末残高:計画 4,288 百万円、実績 5,827 百万円	А
<u> </u>	特定目的基金の推移	R3 末残高:計画 3,691 百万円、実績 3,708 百万円	А
	地方債現在高の推移	R3 末残高:計画 19,879 百万円、実績 18,583 百万円	А



2 現状分析(見直しにあたっての課題の整理)

1 組織機構改革と定員管理 ➡ 現計画 基本方針ア(1)の見直し

- ・職員数の減少に対応した組織の見直し
- ・組織や事務事業の見直し等による定員管理(職員数)の適正化

2 行財政改革の推進 ➡ 現計画 基本方針ア(2)の見直し

・新上五島町行財政改革推進プラン(令和3年度~令和6年度)に基づく 行財政改革の推進

3_投資的経費の選択と集中 ➡ 現計画 基本方針イ(1)~(3)の見直し

- ・合併特例債の有効活用、大型事業に伴う町債の発行上限額の見直し
- ・島内経済の活性化に配慮しつつ、合併特例債終了後(令和7年度~)に おける事業計画の見直しと投資的経費の適正配分(平準化)

4 町債の繰上償還の実施 ➡ 現計画 基本方針ウ及びエの見直し

・後年度の公債費負担の軽減を図るため、町債の繰上償還額の見直し

5 その他 ➡ 現計画 収支計画(普通会計)の見直し

・町税の見通し、人件費、特別会計への繰出金の推移などによる収支計画等 の見直し

IV 財政運営適正化の基本的な考え方



本町の財政状況は、町税などの自主財源に乏しく、国庫補助金や地方交付税への依存が大きく脆弱な財政構造となっています。そのため、これまで、「行財政改革大綱」や「財政運営適正化計画」を策定し、計画に沿った財政運営に努めてきました。

しかしながら、地方交付税等の減少や高齢化の進行に伴う社会保障関係費等の増加、 依然として多額の地方債残高が財政を圧迫しており、継続的な行財政改革が求められ ています。

こうしたことから、今後の財政運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響及び物価高騰等による影響を十分に注視しながら、実質的な公債費の財政負担 を踏まえた投資事業の重点化・効率化を図るなど施策の選択と集中を推進し、引き続き財政運営の適正化を目指します。

堅実な財政運営と健全かつ持続可能な財政基盤の確立

1 財政運営における基本姿勢

(1)財政運営の「堅実性」の確立

→財政調整基金を取り崩さなくても収支が均衡する財政運営の「堅実性」の確立を目指します。

(2) 財政構造の「健全性」の向上

→経済の変動や地域社会の変化に対応し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる弾力性のある財政構造の「健全性」の向上を目指します。

(3) 将来を見据えた財政運営

→事業の重点化・効率化を図るなど施策の選択と集中を推進し、将来への財政 負担を見据えた持続可能な財政運営を目指します。

(4)財政運営上の指標

➡財政状況を的確に把握し健全な財政構造の構築に向けた取組を推進するため、財政健全化法の指標が基準値を超えることがないよう財政運営を行っていきます。

V__第2次財政運営適正化計画(見直し)



新上五島町第2次財政運営適正化計画(令和4年度見直し)は、社会経済情勢等の変化や進捗状況を踏まえ、現状を分析したうえで収支計画等の修正を行い、計画の実効性の確保を図るものであります。

1_計画期間

【見直し後】	【見直し前】
令和元年度から令和9年度までの	令和元年度から令和7年度までの
9年間	7年間

2 基本方針

【見直し後】	【見直し前】
ア 基金の取崩しに依存しない財政 運営 ➡行財政改革推進プラン等に基づく 歳入歳出両面からの収支改善対策を 着実に実施し、基金の取崩しに依存 しない財政運営を基本として、持続 可能な財政の健全性を確立します。	ア 基金の取崩しに依存しない財政 運営 →役場内部管理経費の削減をより一 層努力し、基金の取崩しに依存しな い財政運営を基本として、持続可能 な財政の健全性を確立します。
イ 合併特例債の活用と公債費・町 債残高の適正管理 ➡合併特例債を発行上限額まで有効 に活用する一方、実質的な負担を踏 まえた投資的経費の重点化・効率 化・平準化を図り、公債費及び町債 残高を適正に管理します。	イ 合併特例債の活用と町債借入の制限 →合併特例債を発行上限額まで有効に活用することを基本とする一方、臨時財政対策債等を含む町債の借入上限を設定します。
ウ 繰上償還の実施 ※見直しなし(現行のまま) 工 健全化判断基準内での財政運営 ※見直しなし(現行のまま)	ウ 繰上償還の実施 エ 健全化判断基準内での財政運営



財政状況の推移

この財政見通し収支計画は、原則として、令和4年度12月補正後予算及び令和5年度当初予算(11月概算要求)を基礎に、一定の仮定に基づき、令和5年度から令和9年度までの財政状況の推移を予測しました。令和4年度から投資的経費の増加に伴い、町債の発行も増加することから、将来の公債費負担を軽減するため減債基金を財源として、令和5年度から計画的に繰上償還を実施していきます。

〇財政見通し収支計画(普通会計)(単位:百万円)

	区分	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算見込)	R5 (見直し)	R6 (見直し)	R7 (見直し)	R8 (延長)	R9 (延長)
	地方税	2,084	2, 086	2,060	1,997	1, 955	1,870	1, 808	1, 749	1, 678
	地方譲与税	121	129	131	131	131	131	131	131	131
	各種交付金	387	441	515	401	456	456	456	456	456
	地方交付税	8,633	8, 739	9, 198	8, 601	8, 240	8, 183	8, 310	7, 755	7, 968
歳	分担金・負担金	72	56	54	54	52	52	52	52	52
	使用料・手数料	309	281	284	286	288	287	287	287	287
	国庫支出金	1,335	4, 265	2, 294	2, 983	1,508	2,061	1, 269	1, 243	1, 180
	県支出金	1,305	1,330	1,543	1, 398	1,521	1, 399	1, 432	1, 347	1, 354
入	財産収入	148	60	54	63	53	53	53	53	53
	寄附金	56	64	81	156	163	163	163	163	163
	繰越金	278	366	346	567					
	町債	1, 984	2, 761	1,572	3, 186	3,660	4, 029	1, 928	2, 082	1, 851
	その他	284	807	252	366	442	400	382	381	379
歳入	総額 ①	16, 996	21, 385	18, 385	20, 189	18, 469	19,084	16, 272	15, 699	15, 553
	人件費	2,570	2, 687	2, 661	2, 731	2, 755	2, 778	2, 797	2, 794	2, 787
	扶助費	1,581	1, 269	1, 269	1, 295	1, 263	1, 263	1, 263	1, 263	1, 263
歳	公債費	2, 753	2,814	2,862	2, 993	2,900	2, 749	2, 647	2, 602	2,679
	投資的経費	2, 796	4, 512	2, 581	4, 623	4, 799	5, 955	2, 943	2, 745	2, 435
	物件費	2, 342	2, 248	2, 276	2, 486	2, 639	2, 595	2, 631	2, 599	2, 579
	補助費等	2, 226	4, 902	3, 543	3, 805	2,880	2, 831	3,002	2, 781	2, 771
出	積立金	602	874	1, 232	398	104	104	104	104	104
ш	繰出金	1,559	1, 363	1, 352	1, 983	1, 396	1, 387	1, 398	1, 406	1, 396
	その他	455	509	183	205	187	187	187	187	187
歳出	総額 ②	16,884	21, 179	17, 958	20, 517	18, 923	19,850	16, 972	16, 480	16, 201
収支	額 ①-2=3	112	206	427	▲ 329	▲ 453	▲ 766	▲ 700	▲ 781	▲ 648
基金	積立額・取崩額(▲)④	▲ 254	▲ 140	▲ 140	▲ 329	▲ 453	▲ 766	▲ 700	▲ 781	▲ 648
収支	3+4	366	346	567						
積立	正金現在高	10, 102	10, 488	11, 489	11, 470	10, 983	10, 212	9, 508	8, 722	8,070
	財政調整基金	1, 953	1,953	1, 953	1,844	1,844	1,845	1, 845	1,845	1,845
	減債基金	4, 411	4, 962	5, 827	5,828	5, 375	4, 610	3, 911	3, 130	2, 483
	特定目的基金	3, 739	3, 573	3, 708	3, 797	3,763	3, 758	3, 753	3, 748	3, 743
町債	現在高(普通会計)	19, 137	19, 457	18,583	18, 924	19,805	21, 212	20, 642	20, 280	19, 621
実質	紅人債費比率(%)	2.1	2.1	1.1	1.5	2. 2	3. 2	3.9	4.6	5.2
	各年度の収支を明確にするため、) 						

注1) 各年度の収支を明確にするため、「基金積立額・取崩額(▲)」は④に計上。

注2) 「地方交付税」は、「普通交付税」、「特別交付税」及び「臨時財政対策債」の合計額。

注3) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。



ア 基金の取崩しに依存しない財政運営

(1)職員数

合併直後の職員数については、「当面の目標である 400 人体制を早期に達成する」とされ、第 3 次計画まで作成された「新上五島町定員適正化計画」や行財政改革プランにより、令和 4 年度までに 256 人の職員を削減し、346 人まで減少しました。しかし、急激な職員の減少により、専門性が求められ、多様化する業務を行っていく中において、一般職の人員不足が懸念されていることや地方公務員法の改正に伴い、定年年齢が 65 歳に引き上げられたことなどを考慮し、当面の間は、平均 358 人程度の職員数を維持しながら、地域に密着した住民サービスの向上につながるよう定員管理を行います。

【見直し前】職員数の推移(人)

区 分	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画	
職員数	373	364	354	349	345	340	333	
うち新規採用者数	8	6	4	5	5	5	6	
退職者数	17	16	9	9	10	12	8	
増減	1 2	4 9	1 0	4 5	4	\$ 5	^ 7	

[※]各年度4月1日現在の全会計職員数。町長、副町長、教育長を除く。

【見直し後】職員数の推移(人)

区分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画
職員数	373	368	355	348	350	360	357	362	359
うち新規採用者数	12	18	9	12	16	12	4	5	7
退職者数	24	23	22	19	14	2	7	0	10
増減	▲ 12	_ 5	▲ 13	▲ 7	2	10	▲3	5	▲3

[※]各年度4月1日現在の全会計職員数。町長、副町長、教育長を除く。(R4途中採用含む)

- ■合併時定員適正化の目標 平成 28 年度 400 人体制→実績 395 人(▲5 人)
- ■第3次定員適正化の目標 令和元年度 377人体制⇒実績373人(▲4人)
- □【見直し前】定員適正化の目標 令和7年度 333人体制
- □【見直し後】定員適正化の目標 令和9年度 359人体制



(2) 行財政改革

限られた財源の中で住民サービスの水準を維持していくためには、効率的かつ効果的な行財政の運営をしていく必要があり、本町においては平成 17 度から「行財政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや公債費の適正化等に取り組んできました。今後も引き続き、行財政改革推進プラン等により歳入歳出両面からの収支改善に取り組んでいきます。

行財政改革大綱(平成17年度~平成21年度)

→実績効果額 152.7億円(歳入 7.9億円、歳出 144.7億円)

第2次行財政改革大綱(平成23年度~平成27年度)

⇒実績効果額 24.7億円(歳入3.4億円、歳出21.3億円)

第3次行財政改革大綱(平成28年度~令和2年度)

⇒実績効果額 22.6 億円 (歳入 4.0 億円、歳出 18.6 億円)

行財政改革推進プラン(令和3年度~令和6年度)

→目標効果額 12.3 億円(歳入 6.4 億円、歳出 5.9 億円)

※実績効果額は端数調整のため、歳入歳出の合計と一致しない

(3)公共施設等総合管理計画

公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・ 平準化するとともに、その最適配置を実現し時代に即したまちづくりを行う ことは重要であります。そのため、公共施設等総合管理計画(令和 4 年 3 月 改定)に基づき公共施設の統廃合や民営化、民間委託の推進など、そのあり 方の見直しを行うことにより、施設の有効活用と適正配置、内部管理経費の 削減を目指します。

<保有量削減の目標>

→本町の公共施設(建築物系施設)の保有量(床面積)を 今後40年間(平成29年度から令和68年度)で約27%以上削減する



イ 合併特例債の活用と公債費・町債残高の適正管理

(1) 合併特例債の活用

合併市町村の公共施設の整備・統廃合等の財政支援という目的で創設された 合併特例債は、合併後 20 年の令和 6 年度まで発行可能となっています。これ まで、投資的経費及び基金造成に対して合併特例債を活用してきましたが、発 行上限額 151 億 8,400 万円のうち、未発行分 41 億 9,450 万円(令和 3 年度末 現在)すべてを活用していきます。また、合併特例債が活用できなくなる令和 7 年度以降については、合併特例債による基金積立金についても有効に活用し ていきます。

〇合併特例債発行上限額 151.8 億円 (※発行額は年度の同意額) (億円)

区分	~H30 実績	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	計
見直し前発行額	86.5	8.4	14.6	9.5	12.0	11.4	9.4	151.8

区分	~H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R5 計画	R6 計画	計
見直し後発行額	86.5	8.2	7.3	7.9	10.8	17.6	13.5	151.8
発行可能額	65.3	57.1	49.8	41.9	31.1	13.5	0	0
発行率(%)	60.0	62.4	67.2	72.4	79.5	91.1	100.0	_

○合併特例基金積立実績額 27.6 億円

(億円)

区分	~H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R4 まで 計
取崩実績額	1.3	0.5	2.8	0.3	0.3	5. 2
活用可能累計額	5.5	7.0	8.6	10.2	11.8	11.8
未活用額	4. 2	5. 2	4.0	5.3	6.6	6.6

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	~R18
活用可能累計額	18.3	19.9	21.2	22.3	23.3	27.6

[※]合併特例基金積立は、まちづくり基金に積立、また、上記数値は利子を除く。



(2) 公債費及び町債残高の適正管理

健全な財政運営を維持するため、交付税措置のある有利な町債の活用による 将来負担の抑制や公債費の平準化に取り組みます。また、「新上五島町総合計 画」や「新上五島町振興計画」など各種計画に計上された事業に基づき、実質 的な負担を踏まえた投資的経費の重点化・効率化を図ることにより、町債残高 の適正管理に努めます。

【見直し前】

- ■令和2年度を除き、令和6年度までは上限20億円(臨時財政対策債除く。)
- ■令和7年度以降は、単年度借入上限13億円(臨時財政対策債を除く。) なお、上限額には、過疎対策特別事業(ソフト事業分)を含みます。

【見直し後】

- □合併特例債の発行上限額のすべてを活用(令和6年度同意分まで)
- □交付税措置の高い有利な町債の活用による将来負担の抑制
- □繰上償還の実施など公債費の平準化と町債残高の適正管理

【見直し前】公債費等のシミュレーション (普通会計)

(億円)

区分	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画	
町債発行額	22.3	37.7	19.2	19.1	21.5	22.1	15.1	
元金償還額	16.7	15.9	15.4	14.8	14.1	12.9	15.6	
繰上償還額	8.6	9.4	9.7	8.5	7.8	6.0	5.4	
町債残高	192.3	204.7	198.8	194.6	194.2	197.4	191.5	

[※]上記数値には臨時財政対策債を含む

〇【見直し後】公債費等のシミュレーション(普通会計)

(億円)

区	分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画
四十年公	2.7二岁百									
町債発	1丁码	22.6	30.5	19. 2	32.8	37. 2	40.8	19.8	21.3	19.0
元金償	還額	17. 9	17.9	18. 2	18. 4	17.8	15. 7	15.5	15. 5	16.7
繰上償	還額	8.6	9.4	9.8	11.0	10.6	11.0	10.0	9.4	8.9
町債残	高	191.4	194.6	185.8	189. 2	198.0	212.1	206.4	202.8	196.2

[※]上記数値には臨時財政対策債を含む



(3) 普通建設事業の適正配分

限られた財源を有効に活用し、施策の重点化を図るため、新規事業や計画中の事業であっても必要性や効果等の検証により、事業の選択と集中に取り組むとともに、防災・減災や島内経済、雇用情勢に十分配慮しつつ、実質的な負担を踏まえた普通建設事業の重点化や効率化に取り組みます。

また、合併特例債の適用期間が終了することを見据えた事業計画や事業の優 先順位設定、公債費及び町債残高の適正管理に努めながら、普通建設事業費の 適正配分、平準化を図っていきます。

【見直し前】普通建設事業費と町債発行額の推移(普通会計)

(億円)

区分	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画	
普通建設事業費	29.6	46.7	25.8	25.6	28.9	29.8	20.8	
町債発行額	19.5	35.2	16.7	16.7	19.1	19.7	12.7	

[※]普通建設事業費は、事業費支弁人件費を除く。また、町債発行額は、臨時財政対策債を 除く。

【見直し後】 普通建設事業費の推移 (普通会計)

(億円)

区分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画
普通建設事業費	25.3	41.6	24.4	43.7	46.7	58.4	28.3	26. 3	23. 2
町債発行額	19.8	27.6	15.7	31.9	36.6	40.3	19.3	20.8	18.5

[※]普通建設事業費は、事業費支弁人件費を除く。また、町債発行額は、臨時財政対策債を 除く。



ウ 繰上償還の実施

(1)繰上償還

健全な財政運営を維持するため、また、将来の公債費負担を減らすため計画 的に繰上償還を実施します。

○これまでの繰上償還実績

区分	平成 16 年度から平成 30 年度まで
繰上償還実績額	101 億 5,901 万円
利子削減効果額	10 億 4,633 万円

【見直し前】繰上償還計画(百万円)

区分	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画		計
繰上償還 計画額	856	939	967	847	777	602	535		5, 523
利子削減 効果額	45	31	27	24	21	9	6		163

【見直し後】繰上償還計画(百万円)

5年間で4,993百万円の繰上償還を計画

区	分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画	計	
建 計画額	賞還 額	856	939	983	1, 100	1, 063	1, 100	999	938	893	8, 871	
)子))果	削減 額	46	31	42	21	22	15	15	16	19	227	

○町債残高の推移(普通会計)(億円)

	R3末	R4末	R5 末	R6末	R7 末	R8末	R9 末
繰上償還なし	185.8	197.8	217.7	240.1	240.6	241.5	238.6
繰上償還あり	185.8	189.2	198.0	212.1	206.4	202.8	196. 2
残高抑制額	0	▲8.6	▲ 19.7	▲ 28.0	▲ 34. 2	▲38.7	▲ 42. 4



エ 健全化判断基準内での財政運営

(1) 財政健全化指標

「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4指標の比率が、早期健全化基準を超えないよう、適正な水準となるよう財政 運営を行います。

【見直し前】財政健全化指標

区分	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画	
実質赤字比率	_	_	_	_	_	_	_	
連結実質赤字比率	_	_	_	_	_	_	_	
実質公債費比率	2.1	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.4	
将来負担比率			1	l	1		ı	

【見直し後】財政健全化指標

区分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画
実質赤字比率	1	ı	_	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	1	_	_	_	_	_	_	_	_
実質公債費比率	2.1	2.1	1.1	1.5	2.2	3.2	3.9	4.6	5.2
将来負担比率	ı	-	_	-	_	-	_	-	ı



(参考)その他の分析

①財政調整基金の推移(百万円)

【見直し前】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	計画						
財政調整基金	1,938	1,938	1,938	1,939	1,939	1,940	1,940

【見直し後】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	実績	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画	計画
財政調整基金	1,953	1, 953	1,953	1,844	1,844	1,845	1,845	1,845	1,845

②減債基金の推移(百万円)

【見直し前	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
減債基金	4, 113	4,230	4, 288	4, 395	4, 483	4,570	4,629

【日志」後】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
【見直し後】	実績	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画	計画
減債基金	4, 411	4, 962	5,827	5,828	5, 375	4,610	3, 911	3, 130	2, 483

③特定目的基金の推移(百万円)

【見直し前】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	計画						
特定目的基金	3,550	3,715	3,691	3,667	3,643	3,619	3, 595

【見直し後】	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 見込	R5 計画	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画
特定目的基金	3,739	3,573	3,708	3,797	3,763	3,758	3, 753	3,748	3,743

④地方債現在高(普通会計)の推移(百万円)

【見直し前】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	計画						
地方債残高	19,227	20,466	19,879	19,459	19,422	19,735	19, 147

【見直し後】	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	実績	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画	計画
地方債残高	19, 137	19,457	18,583	18,924	19,805	21,212	20,642	20,280	19,621



用語	用 語 の 説 明
2040年問題	少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者 (65歳以上)になることで高齢者人口が最大となる 2040 年頃 に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のこ とをいう。
国土強靭化	東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布・施行された。国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。
ICT	ICT (情報通信技術) とは、PC だけでなくスマートフォンなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。よく知られる言葉に「IT (情報技術)」がありますが、ICT は IT にコミュニケーションの要素を含めたもの。
DX	DX は「デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略で、直訳すると「デジタル変革」という意味。また、DX は本来、ビジネス領域に限った言葉ではなく、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す広義な意味を持っている。
GX	GX は Green Transformation の略で、経済産業省が提唱する 脱炭素社会に向けた取り組みを指します。GX は、カーボンニ ュートラルの実現のための取り組みで、地球温暖化による気 候変動や異常気象の加速を抑えることが目的。
財政健全化法	平成21年4月に本格施行された 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布、平成20年4月施行)のことで、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。健全化判断比率として、一般会計等で①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準と財政再生基準がある。
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比 率。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財 政規模に対する比率。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る比率。(起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの。)
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に 対する比率。



B ==	田恵の説明
用語	用語の説明
早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況 において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基 準。(自主的な改善努力による財政健全化、財政健全化計画、 外部監査の要求)
財政再生基準	財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準。(国等の関与による確実な再生、財政再生計画、地方債の制限)
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すも の。この場合、「標準税収入額」「普通交付税」「臨時財政対策 債」の合計額。
地方交付税	地方公共団体が等しく行うべき事業を遂行することができるよう、各地方公共団体の財源不足に応じて、一定の基準により国が交付する税のこと。「普通交付税」と「特別交付税」に 分類される。
臨時財政対策債	長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いておりこの不足額を補てんするため、平成 12 年度までは国が借金をして地方交付税を増額し、地方に配分してきましたが、国の借入残高が大きくなり過ぎたことなどから、平成 13 年度にこれまで国が借金する方式から、地方自治体が自ら借金をして財源を調達する方式へ切り替えられました。この借金の名称を臨時財政対策債と呼びます。(臨時財政対策債は後年度に地方交付税で 100%措置されます。)
実質公債費比率	18%以上:地方債の発行にあたり公債費負担適正化計画の策 定が求められるとともに国又は県の許可が必要。 25%以上(早期健全化基準):財政健全化法に基づく「財政健 全化団体」となり地方債の制限が行われる。 35%以上(財政再生基準):財政健全化法に基づく「財政再生 団体」となり地方債を発行できなくなる。